

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業に係る事業契約を変更したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則」(平成 23 年内閣府令第 65 号) 第 4 条第 4 項の規定に基づき、その内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 29 日

草津市長 橋川 渉

変更内容および変更理由

飛込プール槽の水深の一部変更に伴う事業契約書第 23 条第 5 項の規定に基づくサービス購入料の改定および事業契約書第 64 条の規定に基づく整備期間中における物価変動に伴うサービス購入料の改定に伴い、契約金額を下記のとおり変更した。

変更前契約額：金 14,748,957,638 円（税込）

変更後契約額：金 15,530,204,000 円（税込）

## 1 公共施設等の名称及び立地

- (1) 名称：(仮称) 草津市立プール
- (2) 立地：滋賀県草津市西大路町外地先

## 2 選定事業者の商号又は名称

滋賀県草津市大路二丁目 1 番 41 号  
草津シティプール P F I サービス株式会社  
代表取締役 鈴木 章夫

## 3 公共施設等の整備等の内容

### (1) 本施設の整備（設計、建設）業務

#### ア 設計業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 設計業務

#### イ 建設業務および工事監理業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 器具・備品等調達設置業務

#### ウ 開業準備業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 事前広報、利用受付業務
- (ウ) 施設予約システム整備業務
- (エ) 開館式典および内覧会等実施業務
- (オ) 開業準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
- (カ) プール公認取得業務

#### エ 本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務

### (2) 運営・維持管理業務

#### ア 運営業務

- (ア) 基本業務
- (イ) 利用受付業務
- (ウ) 広報・情報発信業務
- (エ) 大会等開催支援業務
- (オ) にぎわい創出業務
- (カ) スポーツ健康づくり推進業務
- (キ) プール監視等業務
- (ク) プール公認更新業務

- (ク) 駐車場・駐輪場運営業務
- (コ) 周辺施設、関係団体等連携業務
- (カ) 物販コーナー等運営業務
- (シ) 自由提案事業
- (ス) 事業期間終了時引継業務

イ 維持管理業務

- (7) 基本業務
- (イ) 建築物保守管理業務
- (ウ) 建築設備保守管理業務
- (エ) 器具・備品等保守管理業務
- (オ) 外構等保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 構内除雪業務
- (ケ) 修繕・更新業務
- (コ) 植栽管理業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (シ) 事業期間終了時引継業務

#### 4 契約期間

本契約締結日（令和3年4月21日）から令和21年3月31日まで

## 5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第 68 条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設が市に引き渡されるまでの間において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本件業務の全部または一部の履行を怠り（事業者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合を含む。）、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までに本施設を市に引き渡すことができないとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定または設置許可が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 構成員、協力企業またはその他企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（非常勤を含む役員および支配人ならびに支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本事業契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、または事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反または不実により本事業契約の目的を達することができないまたは本指定もしくは設置許可を継続することが適当でないと市が認めたとき。

2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、次の各号に記載のとおりとする。

(1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部または一部を解除することができる。

(2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、市、事業者および事業者の株主との間における協議を経た上で、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。

- 3 本施設の引渡し前に第2項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、サービス購入料（整備業務）の合計金額の100分の10に相当する金員を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った合理的損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、係る超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 4 前項の場合において、第9条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 5 次の各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
  - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その全部または一部を、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）で、買い取ることができる。
- 7 前項の場合において、市が本施設の出来形部分を買取らない場合、事業者は、自らの責任および費用負担により、本施設の買取られない部分に係る事業用地を原状に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、市が事業者に対して既に支払ったサービス購入料のうち前項に従い買取られる本施設の出来形部分に相応する工事費相当額として解除前の支払スケジュールにより既に支払った金額を控除した金額を、当該解除日における第93条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。
- 8 市は、第6項の出来形部分に係る工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）と、第3項に基づく違約金および損害賠償請求権ならびに前項に基づく返還金請求権とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は係る相殺後の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

(本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第 69 条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設が市に引き渡されるまでの間において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、係る通知が市に到達した日から 30 日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 市は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定および設置許可を取り消す。
- 3 第 1 項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 4 市は、事業者に対し、前項の本施設の出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 5 第 1 項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用および損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

（本施設引渡し前の法令変更による契約解除等）

第 70 条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設が市に引き渡されるまでの間において、第 80 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合または本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第 1 号により本事業契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
  - 3 市は、事業者に対し、前項の本施設の出来形部分に相応する工事費相当額（解

除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

(本施設引渡し前の不可抗力による契約解除)

第71条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い本施設が市に引き渡されるまでの間において、第82条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更および増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者に通知の上、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、本施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
  - 3 市は、事業者に対し、前項の本施設の出来形部分に相応する工事費相当額(解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。)を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
  - 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

(本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第72条 本施設の引渡し後において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。ただし、事業者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合の手続は、第78条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部または一部の履行を怠り、その状態が30日間以上

にわたり継続したとき。

- (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設について、連続して30日以上または1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、設置許可書および年度業務計画書に従った運営・維持管理業務を行わないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定または設置許可が取り消されたとき。
- (5) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、市に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員、協力企業またはその他企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示または改善勧告等に従わないとき。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
- (10) 事業者が、差押、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てまたは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (11) 受注者の経営状況の悪化（国税（法人税及び消費税）または市税の滞納がある等）等により管理業務を行うことが不可能または著しく困難になったとき。
- (12) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している

と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

(13) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、または事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反、不実または不正により本事業契約の目的を達することができないまたは本指定もしくは設置許可を継続することが適当でないと市が認めたとき。

2 前項において、市が事業者に対してとり得る措置は、次の各号に記載のとおりとする。

(1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部または一部を解除することができる。市は、運営・維持管理業務の一部のみを終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設の部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。ただし、原状に回復することが著しく困難なとき、またはその必要がないと市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払いを求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。

(2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

- 3 前項第 1 号の規定により本事業契約の全部または一部を解除する場合において、市は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、当該解除された部分に係る本指定を取り消し、また設置許可を取り消す。それにより事業者に損害、損失または増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 市は、第 2 項第 1 号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 5 第 2 項第 1 号により市により本事業契約が解除された場合、事業者は、解除日が属する事業年度において市が支払うべきサービス購入料（運営・維持管理業務）の合計金額の 100 分の 10 に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、係る超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 前項の場合において、第 9 条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金または担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 7 第 68 条第 5 項各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第 2 項第 1 号により本事業契約が解除された場合とみなす。
- 8 市は、サービス購入料（整備業務）の残額ならびに既履行分のサービス購入料（運営・維持管理業務）の残額の合計額と、第 5 項の違約金および損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、係る相殺後の残額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。

（本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第 73 条 事業者は、本施設の引渡し後において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、係る通知が市に到達した日から 30 日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 市は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定および設置許可を取り消す。

- 3 市は、第 1 項の規定による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合において、市は、サービス購入料（整備業務）の残額ならびに既履行分のサービス購入料（運営・維持管理業務）の残額の合計額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。
- 4 第 1 項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用および損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

（本施設引渡し以後の法令変更による契約解除等）

第 74 条 本施設の引渡し後において、第 80 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合または本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次の各号に定める措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本事業契約の全部または一部を解除し、かつ、当該解除された部分に係る本指定および設置許可を取り消す。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 市は、前項第 1 号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス購入料（整備業務）の残額ならびに既履行分のサービス購入料（運営・維持管理業務）の残額の合計額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。事業者がすでに運営・維持管理業務を開始している場合、市は、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第 10 章の規定に従う。
  - 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

（本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等）

第 75 条 本引渡日以後において、第 82 条に基づく協議にもかかわらず、不可抗

力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更および増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条にかかわらず、事業者へ通知の上、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本事業契約の全部または一部を解除し、かつ、本指定もしくは設置許可を取り消しまたは期間を定めて運営・維持管理業務の全部もしくは一部の停止を命じることができる。
  - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
  - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 市は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス購入料（整備業務）の残額ならびに既履行分のサービス購入料（運営・維持管理業務）の残額の合計額を、市の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、または②一括払いにより支払う。また、事業者がすでに運営・維持管理業務を開始している場合、市は、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第11章の規定に従う。
- 3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項に定める支払いを除き、事業者は市に対して一切の請求をすることができない。

(通知の付与および協議)

第80条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能または著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。市および事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市および事業者は、法令等の変更に伴う増加費用および変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市および事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日および本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担または予定していた支出を要しなくなったことによるサービス購入料の減額その他必要とな

る事項について協議する。係る協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 60 日以内に市および事業者の間で合意が成立しない場合、市は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用・損害等の扱い)

第 81 条 法令等の変更により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用または損害が発生した場合、当該増加費用または損害の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市および事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙 8 の定めに従う。

- 2 法令等の変更によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、法令等の変更によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス購入料から減額することが合理的であると市が判断した場合、当該サービス購入料の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市および事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス購入料の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

(通知の付与および協議)

第 82 条 事業者は、不可抗力により、本施設について、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能または著しく困難となった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、市および事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能または著しく困難となった本件業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市および事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用および不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市および事業者は、当該不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日および本事業契約の変更等ならびに増加費用もしくは損害の負担または予定していた支出を要しなくなったことによるサービス購入料の減額その他必要となる事項について協議する。係る協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に市および事業者の間で合意が成立しない場合、市は、係る不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第 83 条 不可抗力により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用または損害が発生した場合、当該増加費用または損害の負担は、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市および事業者の間で合意が成立しない場合は、別紙 9 の定めに従う。不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても同様とする。

- 2 不可抗力によって事業者が一定の履行義務を免れたことにより事業者において予定していた支出を要しなくなった場合等、不可抗力によって事業者において支出を要しなくなった費用等をサービス購入料から減額することが合理的であると市が判断した場合、当該サービス購入料の減額については、前条第 2 項の協議に基づき定めるものとするが、同項に定める期限内に市および事業者の間で合意が成立しない場合は、合理的な範囲で市がサービス購入料の減額を決定することができ、事業者はこれに従わなければならない。

## 6 契約金額

変更前契約額：金 14,748,957,638 円 (税込)

変更後契約額：金 15,530,204,000 円 (税込)

## 7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

(契約期間)

第 67 条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、運営・維持管理業務期間の終了日をもって終了する。

(本事業契約終了に際しての処置)

第 76 条 事業者は、本事業契約の全部または一部が終了した場合において、当該終了部分に係る事業用地または本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有または管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有または管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、係る市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市が係る処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約の全部または一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る本施設を運営および維持管理するために必要な、事業者の保有するすべての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第 77 条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用および事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。